

# とらい & GROW 318

2014/9/26発行  
2014.10

宇久田進治税理士事務所 & ㈱経営センターグロウ

## 相続でもっとも大切なこと あまり「節税」に偏るなかれ



地球を痛め窮屈にしているのかもしれない。  
集中豪雨、竜巻、温暖化など異常気象が続いています。  
便利さ快適さを求める人類の強欲への警告とも思います。

さて来年改正される「相続税法」(増税になる)を前にして対策セミナーが盛況です。その多くが増税  
に対しての対策セミナーで「こうしたら節税できる」式のものです。

たしかに節税は大事ではありますが、最も大切なことは次世代につなげる相続であり、兄弟仲良く  
ケンカしないのが最優先課題でしょう。みんなが充分満足とはなかなか  
いかないのが相続であり、めいっばいの要求は他の誰かを痛めます。

民法でいう法定相続分どおりの主張は、時として「家」を壊します。

では「遺言書」が絶対かということそうでもありません。

遺言書の内容に不満を評する相続人が出て、これまた後の兄弟間がギクシャク  
する例をたくさんみます。

まして節税策を一所懸命考え亡くなってしまった被相続人への感謝の気持ちを  
表す相続人もあまりいません。財産をもらっておいて喜びがないのです。



さて、どうしておくのが優しい、次世代につながる相続なのでしょう。

それは生前の家族の過ごし方、とりわけ「父」の「思い」が子どもに充分伝わり話されていたかどうか  
によります。

父の「こうしてほしい」が一番で、相続は生前に存するといっても良いでしょう。実にりっぱな相続を  
みると、生前の父そして家族のあり方を教えられます。

相続のいろいろなテクニックは二番目。まず元気なうちに家族を整え次につなげるのが一番です。  
生前に相続の骨格を完成しておくことが肝要です。

そこで「生前贈与」をどう使っていかかが節税をふくめ、子ども達が喜び感謝する相続のスタート  
になるのではないのでしょうか。

### モラロジー生涯学習セミナー 公開ニューモラルセミナー 第3回 ご案内

日時 10月15日(水) 19時~21時  
場所 藤沢商工会館ミナパーク 503号室  
講師 ㈱タフジャパン 代表取締役社長  
鎌田 修広 氏(「消防筋肉」等、著書多数)  
藤沢モラロジー事務所 ☎0466-53-6677 まで  
参加費 500円

### さわやか土曜塾のご案内

日時 10月18日(土) 10時~11時半  
(今月は、第三土曜日に変更になります)  
場所 辻堂市民図書館 2F 会議室  
講師 北雄二講師  
(公益財団法人モラロジー研究所参与)  
参加費 500円

お気軽にご参加ください。こころよりお待ちしております。



# SLE 研究室報告 (Social insurance, Labor and Employment)

## ～ 法改正トピックス (健康保険・厚生年金) ～

### 1. 健康保険法目的条文 (第 1 条) の変更 (平成 25 年 10 月 1 日施行)

改正前	改正後
この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	この法律は、労働者 <b>又はその被扶養者の業務災害 (労働者災害補償保険法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する業務災害をいう)</b> 以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労災保険の保険給付の対象とならない場合、健康保険法の保険給付の対象とすることが明文化されました。これにより、副業として行う請負業務やインターンシップ、シルバー人材センター業務により負傷等を負った場合、労災保険の対象外となっても健康保険から保険給付を受けることが可能になります。

ただし、法人役員の業務に起因する負傷等については、従来通り健康保険の保険給付の対象外となりますが、被保険者数 5 人未満適用事務所の法人役員が従業員と同一の業務を遂行したことに起因する負傷等は、保険給付の対象となります。(法 53 条 2 項)



### 2. 産前産後休業終了時改定 (平成 26 年 4 月 1 日施行)

今回新設された制度で、従来からあった「育児休業等終了時改定」と同様のものです。

休業終了後に職場復帰した際、勤務時間の短縮等により報酬 (給与) が休業前に比べ低下したにもかかわらず標準報酬月額が変更されない為に、報酬から天引きされる社会保険料が高いままになってしまう場合があります。

そこで、変動後の報酬に応じた社会保険料とするため、産前産後休業を終了した時に、被保険者が事業主を経由して保険者 (全国健康保険協会・健保組合) に申出をした場合は、標準報酬月額を改定することができるようになりました。産前産後休業終了日の翌日が属する月以後 3 月間に受けた報酬の平均月額が改定後の報酬となります (原則)。



### 3. 厚生年金保険料率の変更

厚生年金が 9 月分の保険料 (10 月納付分) から保険料率が変わります。(平成 16 年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成 29 年 9 月まで毎年改定されることになっています。)

	H26 年 8 月分まで	H26 年 9 月分から
一般の被保険者	17.120%	17.474%
坑内員、船員の被保険者	17.440%	17.688%

毎月の保険料額 標準報酬月額 × 保険料率 (事業主と被保険者で折半)

賞与の保険料額 標準賞与額 × 保険料率 (事業主と被保険者で折半)

(賞与額から千円未満を切り捨てた額が標準賞与額)

## \* お客様紹介 \*

# 『創業42年・・・地元のお客様に選び抜かれる理由』

今月のお客様紹介は、『**株東神クリーンタオル**』様のご紹介です。地域密着型として40年以上続く実績は、企業コンセプト「**地域に密着しお客様を常に大事におもう**」ところからきているのではないのでしょうか。工場見学もさせて頂きましたが、清潔かつ管理もきちんとしていられる工場自社製品へのこだわりと熱意を感じました。おしぼりタオルを1本1本手作業で丹念に丸めている作業を拝見し、いつも何気なく使っていたおしぼりに愛情みたいなものを感じました。「おもてなし」という言葉がよく使われる時代になりましたが、**株東神クリーンタオル**様はまさにその言葉がぴったり似合う企業様だと思います。お客様が選ぶ理由はそんなところにあるのではないのでしょうか。



### ・・・**株東神クリーンタオル**が皆様に伝えたい おしぼり5つのこと・・・

- 1.日本発祥の客人を「もてなす」伝統文化の象徴です。
- 2.食前や接客の名脇役として最適で快適な「間」をつくれます。 **接客力 UP**
- 3.限りある資源を循環させる日本の智慧、「貸す 返す」レンタルのパイオニア。 **環境負担 DOWN**
- 4.衛生的に手やお顔を拭くことの他、ホッとする清涼感を得る癒しグッズです。 **リラックス効果 UP**
- 5.手から手に手渡しすることで、お店の姿勢を感じお客様に特別感が残ります。 **顧客満足度 UP**

### \* 日下社長より \*

弊社の強みは『きめ細やかな配送システム』は、製品の品質維持に加え、お客様の声、ご要望に迅速に対応するためにコミュニケーションの時間を大切にしよう心掛けております。

社員は、経験豊富なベテランスタッフと新しい感性と可能性を秘めた若いスタッフが日々切磋琢磨しながら頑張っています。これからも社員全員が一丸となり、より一層お客様のお役に立てる様努力して参ります。 代表取締役 日下健司

### おしぼりはアイデア次第で、色々なシーンで活躍

カーディーラー様のショールームでのサービスに

エステ ネイルサロンでのアフターサービスに

学習塾へいらっしゃる保護者の方や講師の方へのおもてなしとして

冷たいおしぼりで熱中症対策 おしぼり専用温冷庫ご提供します

MOCA

LARME



おもてなしと思いやりの心を大切に お客様へワンランク上のサービスを

株式会社 **東神クリーンタオル**



**0120-33-1845**

MAIL: [info@toshin-clean.com](mailto:info@toshin-clean.com) / URL: <http://toshin-clean.com>

# インターンシップの学生がやってきました！

この2週間は本当にあっという間でした。最初の頃は税理士事務所ってお堅い感じがして上手くやっていけるか不安だったのですが、宇久田税理士事務所は想像していたのとは違いました。もちろん厳格さもありますが、何といても職場の雰囲気がとても良かったです。さらに、この多忙極まりない時期に2週間も研修生の相手をするというのはなかなか難しいことですが、皆さんにとっても優しくいただきました。

例えば、初めて使う弥生会計ソフトの操作や、分からない専門用語、そして一番大変だった仕訳の際の勘定科目を誰に聞いても丁寧に教えてくださり、特に、担当の雨谷さんには本当にお世話になりました。

また、実際の打ち合わせを見学したときは、経営者さんによって様々な考え方やビジョンがあり、大学の授業ではなかなか聴けないお話もたくさん聴けてとても面白かったです。この期間でお役に立てたかどうかはにわかですが、少しでも役に立てたら幸いです。

最後に、貴重な体験をさせていただいた宇久田税理士事務所の皆様、打ち合わせに快く応じてくださいました経営者の皆様本当にありがとうございました！！BEST SUMMER EVER!!!

産業能率大学 経営学部 現代ビジネス学科2学年 熊澤綾乃



2週間という短い間でしたけれども、大変貴重な経験をさせていただきました。

普段がかわりのない税理士事務所は、どのような仕事をして、どのような職場環境で働いているのが知りたくて、こちらに来てさせてもらいました。実習が始まるまではずっとドキドキしていましたが、親切で気さくな方ばかりで、とても働きやすい職場だと感じました。自分が学生ということを忘れてしまい、本当に実習生として働いているように思った瞬間が多くありました。

実際に帳簿や資料を見せてもらったり、入力させてもらったりしていたので、学校では学べない、生きているものを学び、毎日が楽しく、宇久田進治税理士事務所に心を惹かれていきました。

2週間があっという間に過ぎてしまい、インターンシップが終わってしまうことが嫌でした。

ここで学んだことをしっかりと記憶に残し、今はもっと勉強に時間をかけ、将来立派な社会人になれるようにしていきたいと思いました。事務所のみなさんに大変お世話になりました。たくさんのことを教えていただきまして、本当にありがとうございました。

神奈川大学 経営学部 国際経営学科2年 李 貞

ご協力いただきました顧問先様、誠にありがとうございました。

## もし大停電になったら・・・？

## 今月の一言 宇久田進治



かつて、2003年ニューヨークでの大停電で29時間都市機能が完全ストップした。

家庭でも電気がこないなって考えただけでも何にも出来ない。すべてが電気仕掛けで止まるなんて思ってもいない。病院など緊急対応は出来ていると思うが・・・。

「便利」は忘れかけた「不自由」「不便利」の再考を迫る。

使い放題の電気、水・・・を大切にしたい。有限であること、そしてコストがかかっていることを改めて考え、地球に優しくすごしたい。



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル 6F

URL: <http://www.ukuta.net/>

[ブログにアクセス](#)

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

: <http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>



「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。